



# 《憲法連続学習会・憲法カフェ!!開催のご案内》

参加費  
無料

憲法は、平和、福祉、教育、労働、税制など私たちのくらしに強いかわりをもつ法です。

日本の歴代政権は、「集団的自衛権は憲法9条の規定した範囲を超えており、憲法上許されない」という見解を示してきましたが、7月1日、政府は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行ないました。

集団的自衛権の行使を容認することは、わたしたちのくらしと平和にとって、きわめて重要な問題です。

日本の生協は「平和とよりよい生活」を理念に掲げて誕生しました。今、憲法問題について学び、生活協同組合として、何ができるのか考えあうことは大切なことであると考えます。

多くの組合員の皆さんの参加をお待ちしています。

=日本国憲法前文(抜粋)=

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

## 《第1回》

◆とき 11月19日(水) 10:00~12:00

◆講師 木藤 伸一朗 先生  
京都学園大法学部教授

第1回目は、憲法の基本について学びます。「憲法とは何か」「憲法と法律は違うの」「憲法はわたしたちのくらしにどのように影響しているの」「憲法が変わるとくらしも変わるのか」など憲法の基本について学びます。

## 《第2回》

◆とき 12月2日(火) 10:00~12:00

◆講師 岩佐 英夫 弁護士  
京都南法律事務所

第2回目は、日本国憲法をめぐっていま何が問題になっているのかを学びます。「集団的自衛権とはどんな権利なのか」「安倍首相が唱える『積極的平和主義』とは」「9条をめぐって何が問題になっているのか」などについて学びます。

## ◆ところ

- ・第1回、第2回とも
- ・せいきょう会館4階第1会議室  
(地下鉄：丸太町⑦番出口 南へ徒歩3分)

◆主催 京都府生活協同組合連合会



《問合せ先》京都府生活協同組合連合会

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2階

TEL : 075-251-1551 FAX : 075-251-1555 e-メール : kyotofu.seikyoren@ma2.seikyone.jp

憲法連続学習会・憲法カフェ

申込み締切

参加申込書

第1回 11月14日(金)

第2回 11月28日(金)

FAX 送付先：京都府生協連 075-251-1555 eメール：kyotofu.seikyoren@ma2.seikyou.ne.jp

団体名 ( ) 記入者名 ( )

お名前	ご所属等	○をつけてください
		第1回 ・ 第2回
		第1回 ・ 第2回